

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見公募の実施結果について（別紙）		
番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 再エネ特措法施行規則に関する御意見		
1	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の一部改正について、令和3年11月にも改正案の意見公募が行われ、その後、一部改正が実施されたが、第三条の五の所謂「参照価格のゼロフロア」に関する条文が、「改正案の概要」では意図すること（算定方法）が明確であったものの、一部改正された施行規則では不明確となっている。今回の一部改正に合わせ、ぜひ明確な記載に改正いただきたい。	ご指摘を踏まえ、2021年11月に実施したパブリックコメントに合致する形で内容の明確化のための修正を行います。
2	施行規則3条の5柱書 エリアごとの翌日市場及び一時間前市場であることを明確化するため、「認定発電設備が設置された一般送配電事業者の供給区域」（3条の3で使用されている文言）の平均価格である旨を明示的に規定するよう検討されたい。	関係審議会における議論において、発電設備の設置場所におけるエリアプライスを利用することとされております。
3	施行規則4条の2台2項8号 「（以下「発電量調整供給契約」という。）」とあるが、これ以降「発電量調整供給契約」の語は出てこないもので、これを削除した上で、電気事業法2条1項7号イを引用するなどして明確化を図るべきと思われる。	ご指摘を踏まえ、表現の適正化を行います。
4	施行規則5条1項8号の2柱書 「第九条第四項」とあるのは「第九条第三項」の誤記と思われるので、修正を検討されたい。	ご指摘を踏まえ、表現の適正化を行います。
5	(5)施行規則5条1項8号の3ハ(1) 「認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する相手方が、一般送配電事業者との契約に基づき、複数の発電事業者で組成される集団に属するための申込みを行っていること」というのは、発電事業者の行う卸取引の相手方が一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結する形態が想定されているように思われるが、発電事業者自らが一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結して市場取引等を行う場合を排除しない記載とすべきである。	発電事業者自らが一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結して市場取引等を行う場合を排除しているものではありません。
6	PDF2ページの第3条、再生可能エネルギー発電設備の区分等の一部改正について。 まず何がどのようにかわるのか詳細不明なので、評価できません。 また昨年に事業認定の電子申請システムにおける区分変更手続きの可否について、非常に不透明な判断を資源エネルギー庁およびJPEA代行申請センターにおいて行われました。その変更手続きにかかる期間中、ホームページ等での公表が無く、また正当な理由がないまま、時間経過により財産権の侵害に等しい事案が発生しております。このような不備があるにもかかわらず、PDFに表記される抽象的な表現だけでは、仮に法が改正されたとしても、国民が改正内容を知らずにパブリックコメントにて承認したかのように取り扱われることに苦言を呈しますので、より詳しい内容、理由、および経過措置を明記すべきです。	ご指摘の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第3条は屋根設置太陽光の区分を新設するための改正であり、価格等算定委員会の意見を尊重し決定しています。 引き続き、広くご理解いただけるよう丁寧な情報発信に努めてまいります。
7	PDF2ページの第11条、廃止の届出について。 今回、この部分にもまったく触れられていいませんが、特段の事情があり調達期間中の事業認定解除となった場合に、廃止届出が必要となることは周知のことである。しかし、50kW未満の太陽光発電設備において廃止届出を行う場合、設備を撤去し、廃棄または売却する選択肢がないという事実を知ったが、これは設備である財産権に対する行き過ぎた制限になるのではないか。この措置について、ホームページ当での公表が無く、電子申請の操作マニュアルにも詳細説明は無く、その時になるまで国民が知ることができないのは、行政事務として職務怠慢と言わざるを得ない。この点においても、詳しい手続きの説明および財産権の制限にならないよう手続きの改善を求めます。	FIT/FIP制度に関する諸手続きについては、引き続き、広くご理解いただけるよう丁寧な情報発信に努めてまいります。

2. 調達価格等に関するご意見		
8	【太陽光発電設備 屋根設置 50kW以上の件について】 この区分において、全量買取/余剰買取の両方の方式を認めて頂きたいと考えております。 屋根設置の場合は優先的に自家消費を考えたいというユーザーが多くいます。また、自家消費が最も効率よく電力を消費するものであるため推奨されるべきものと考えております。しかしながら、屋根が広く大容量の設備を設置できる場合や土日が営業日でない建物の場合、どうしても発電した電力に余剰が発生し、電力を無駄にするケースがよくあります。50kW以上の場合でも自家消費を優先として、余剰が発生した分について、FITにて買取って頂きたいと思っております。本件が可能となった場合、昨今、増えているPPAの観点からも、事業者の事業者リスクが低減され、大容量規模の屋根設置が広く普及するものと思われます。 【案】 ・ 調達価格/調達期間 12円/kWh 20年間 ・ 全量買取/余剰買取 どちらの方式が選択可能 ・ 余剰買取の場合、「自家消費要件」はなし （結果として全量買取になってもOK）	50kW以上の太陽光発電設備については、全量売電/余剰売電ともに可能であり、屋根設置の太陽光発電設備を用いて発電した電気を自家消費するとともに、余った電気をFIT/FIP制度を利用して売電することが可能です。 また、10kW以上の屋根設置の太陽光発電の調達価格については、調達価格等算定委員会の意見を尊重し、2023年度下半期より12円とすることとしております。
9	太陽光発電設備の区分として、建築物の屋根に設ける太陽光発電設備が追加され、地上設置とは異なる調達価格を設定し、導入を推進する政策に賛成する。そのうえで、下記について検討されることを希望する。 調達価格等算定委員会において、事業用太陽光発電の設置年別の地上および屋根設置の件数がはじめて分析された。本分析については大変歓迎すべきであるが、以下の追加の分析・公開をお願いしたい。2013年など再エネ特措法初期のころは、10kWを超える住宅用太陽光発電システムも導入されていた。現状では、導入は減ってきていると思われるが、設置場所がわかるのであれば設置別に分析することが望ましい。もし設置場所がわからない場合（過去の認定置いては、設置場所がそれほど細分化されていないと思われる）、容量帯別の分析が必要と考える。また、件数に加えて、導入量の分析も重要である。現状の調達価格や調達期間であれば、おそらく住宅用に10kW以上を設置するインセンティブは大きくは無いと思われるが、住宅用においても10kW以上の設置も可能であることを配慮した議論が必要である。必ずしも10kW以上の住宅用太陽光発電システムが好ましくないということではないし、導入量を増加させるうえでは推進しても良いカテゴリでもあると思われるが、事業用というカテゴリが正しいかについては、電気保安の小規模事業用との関係も鑑みて、今後議論していただきたい。	いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
10	<太陽光> ・ 自家消費による系統負荷低減とレジリエンス向上を目的として屋根設置を促進するのであれば、現在、低圧太陽光（10-50kw）に求められている自家消費型の地域活用要件（自家消費率30%以上等）の設定を検討すべき。 ・ 国民負担軽減の観点から、屋根設置優遇の是非について引き続き検討するとともに、「10kw 以上」で一律の調達価格・基準価格が設定されている点については、規模・容量別の「資本費」の詳細な分析を進め、より適切な調達価格・基準価格の設定を検討すべき。 （理由） ・ 屋根設置を優遇する理由として、屋根設置の促進によって付加価値（自家消費による系統負荷低減、レジリエンス向上等）が生まれることを挙げている。しかしながら、低圧太陽光（10-50kw）以外については、今回新設された「屋根設置」区分も含めて自家消費型の地域活用要件等の条件はなく、屋根設置優遇・拡大による付加価値創出のメリットが確実に担保されているものではないと考えるため。 ・ FIT 制度による国民負担が積み上る中、負担軽減の観点から優遇の是非については継続的な検討、見直しが必要。 ・ 規模・容量で区分しない理由として、区分ごとで価格差が生じた場合、適切な事業規模での導入拡大が阻害されることを挙げている点については理解できる。もっとも、「10kw 以上全体の平均」と比較して、「50kw 以上全体の平均」で屋根設置と地上設置の資本費を分析した結果によると、ACベース・DCベース共に屋根設置の方がkW あたりの資本費が小さくなっていたことから、1,000kW 以上のメガソーラー規模の屋根置き等のケースでは、スケールメリットを活かした更なるコストダウンが図られているはずであり、国民負担の観点から10kW 以上一律の価格設定が望ましい形なのかについては議論の余地があると思料するため。	調達価格等については、資本費のみならず、運転維持費や設備利用率など様々なコストデータを踏まえ、調達価格等算定委員会において御議論いただき、その意見を尊重して適切に設定してまいります。
11	<太陽光> ・ 次世代型太陽電池等の新たな発電設備区分の創設について、特に調達価格の設定にあたっては、国内外の開発動向等にも配意しつつ、慎重に議論していただきたい。 （理由） ・ FIT 制度開始以降、国内の太陽光パネルは中国製品に席卷され、コスト低減が急速に進んだ。こうした事実を鑑みれば、調達価格の設定にあたっては国内外の開発進展によりコスト低減が急速に進む可能性も踏まえた検討が必要であるから。	いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

12	<太陽光> ・ FIP 制度のみ認められる対象について、2024 年度より「250kW 以上」へ拡大する点を評価する。また、FIP 制度を選択可能な対象範囲について、低圧太陽光（10-50kw）においても一定の要件を満たす場合は選択可能とした点を評価する。 ・ 一方、より詳細な規模・容量別の「資本費」の分析を進め、2025 年度以降、FIP 制度のみ認められる対象が拡大されることを期待する。 （理由） ・ 国民負担低減に向けては、低圧太陽光を含めた電力市場への統合を促すFIP 制度の対象拡大が不可欠であるから。 ・ 昨年の資料で示されていた「資本費およびその構成（規模別動向）」において、対象規模を線引きする基本的なメルクマークである資本費について、「500kW 以上」と「250kW 以上」とで差異がなかったことから、「250kW 以上」へ拡大することは、FIP 制度回避を目的とした非合理的な投資行動の誘発防止および国民負担の低減の観点から望ましいと考えるため。	御意見を踏まえ、引き続き再生可能エネルギーのコスト低減に向けた取組みを進めてまいります。
13	<太陽光> ・ 低圧太陽光（10-50kw）については、自家消費型の地域活用要件（自家消費率30%以上等）が求められているが、今回新設された「屋根設置」区分についても自家消費型の地域活用要件を設けるべきではないか。 ・ また、今後の自家消費率水準の引き上げに期待する。 （理由） ・ 屋根設置の場合は、規模・容量に関わらず、基本的に自家消費とセットと捉えることで、災害時のレジリエンス強化、エネルギーの地産地消、国民負担低減にも寄与できるため。 ・ 「自家消費率の設置年別推移」の実績データのみならず、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消等の観点から、需要家にとって望ましい自家消費率の目標値を設定することが、より地域と共生した再エネ実現に繋がると考えられるため。	屋根設置の太陽光発電設備であっても、10-50kWのFIT認定設備については、引き続き30%の自家消費が求められます。 いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
14	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正」について いわゆるFIP転換した蓄電池増設の価格変更ルール（「概要」8頁冒頭の※3）に関し、以下の各点を明確にさせていただきたく存じます。 (1)☒記※3のカッコ書内のカッコ書において、「当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である 場合であって当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合」とあるのは、現行の同告示において、FIT太陽光における「当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合」（2条10項イ(4)等）と同様、蓄電池の事後併設をしても、蓄電池充放電分についての確に計測でき（いわゆる区分計量）これについて再エネ特措法上の支援（FIT/FIP交付金）を受けない場合には、当該事後併設についての変更認定が価格変更事由とならないことから、このように規定されるものでしょうか。 (2)☒記(1)の蓄電池充放電分についての確に計測できこれについてFIT/FIP交付金を受けない場合として価格変更なく蓄電池を増設する場合、太陽光発電所から当該併設蓄電池に充電することが許容される電気は、ピークカット分及び出力抑制時の電気に限られるものではない（併設対象の発電所内の太陽電池由来の電気であれば、併設蓄電池への充放電のタイミングに特に規律はない）との理解で間違いないでしょうか。	前段のご指摘の運用については必要性和妥当性に応じて、検討してまいります。 後段について一般論としてFIT/FIP発電設備に蓄電池を設置する場合に蓄電できる電力量については特段の定めはありません。
15	<洋上風力> ・ 「【参考50】再エネ海域利用法の施行等の状況」に関連し、同法の促進区域に係る入札の価格点における「ゼロプレミアム水準」を過去の長期間に渡る市場価格実績の中で最も厳しい最低水準の市場価格を参照の上設定し、入札企業のコスト削減努力に配慮した評価基準を採用された点を評価する。 （理由） ・ 今後洋上風力の促進の鍵となる再エネ海域利用法に基づく促進区域に係る入札において、企業のコスト削減努力を適切に評価することが、価格競争を通じた洋上風力導入に係るコスト低減に繋がり、ひいては当該促進区域以外の洋上風力事業に係る調達価格の低減にも寄与していくものとするため。	御意見を踏まえ、引き続き再生可能エネルギーのコスト低減に向けた取組みを進めてまいります。
16	<地熱> ・ FIP 制度のみ認められる対象が2025 年度も「1,000kW 以上」に据え置かれる点については、より詳細なコスト分析を進め、早期に対象を拡大すべきである。 （理由） 「1,000kW 以上」に据え置いた理由として、資本費の分散が「1,000kW 未満」で大きくなることとしているが、より詳細なコスト分析を進めることにより、適切なコスト低減を促し、早期の対象範囲拡大が期待できるから。	地熱発電については、調達価格等算定委員会において、1,000kWを超えると比較的低コストでの事業実施が可能な傾向にあるが、1,000kW未満についてはコスト水準が高く、資本費の分散も大きく、2022年度から開始したFIP制度の動向についても踏まえることが重要であることから、FIP制度のみ認められる対象は2025 年度も1,000kW以上とする意見がとりまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。 いただいた御意見は、今後の政策立案の参考と致します。

17	<水力> FIP 制度のみ認められる対象が2025 年度も「1,000kW 以上」に据え置かれる点については、より詳細なコスト分析を進め、早期に対象を拡大すべきである。 (理由) 「1,000kW 以上」に据え置いた理由として、資本費の分散が「1,000kW 未満」で大きくなることとしているが、より詳細なコスト分析を進めることにより、適切なコスト低減を促し、早期の対象範囲拡大が期待できるから。	中小水力発電については、調達価格等算定委員会において、1,000kWを超えると全体として安価での事業実施が可能な傾向にある一方で、1,000kW未満についてはコスト水準が高く、資本費データの分散も大きく、2022年度から開始したFIP制度の動向についても踏まえることが重要であることから、FIP制度のみ認められる対象は2025 年度も1,000kW以上とする意見がとりまとめられました。今般の取扱い、この意見を尊重して決定しています。 いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
18	<バイオマス> ・ FIP 制度のみ認められる対象について、2024 年度も2023 年度に引き続き「2,000kW 以上」に据え置かれたが、より詳細なコスト分析を進め、早期に対象を拡大すべきである。 (理由) ・ 国民負担低減に向け、早期に電力市場への統合を促すFIP 制度への移行が不可欠であり、対象拡大に向けた不断の見直しが期待できるから。	バイオマス発電については、調達価格等算定委員会において、FIP移行認定において一定の進捗が見られる一方で、FIP新規認定の容量は限定的な状況であることから、2024 年度については2023年度と同様、2,000kW以上を FIP制度のみ認められる対象とした上で、今後、FIP制度の動向等も踏まえつつ、早期に1,000kW以上をFIP制度のみ認めることを目指すこととする意見がとりまとめられました。今般の取扱い、この意見を尊重して決定しています。 いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
3. 入札制度に関するご意見		
19	<太陽光> ・ 上限価格の事前公表を来年度以降も継続する点を支持する。 ・ 入札制度の運用体制を早期に整え、定期的なレビューのもと、「100kW 以上」等への対象拡大を検討すべきである。 ・ 屋根設置の太陽光発電に係る入札制の適用免除については、早期に解除すべきである。 (理由) ・ 入札への事業者の積極的参加が事業者間の競争を促進し、価格低減に繋がるため。 ・ 資本費については「100kW 以上/未満」においても一定の差異が認められることから、「100kW 以上」等への入札対象拡大を検討する余地は十分にあると考えるため。 ・ 既築建物への設置促進という趣旨は理解できるが、太陽光設置にあたって一定のポテンシャルを有する屋根設置に対して入札適用を免除することは、国民負担の増加に繋がりがねないため。	太陽光発電の入札対象については、調達価格等算定委員会において、250kW以上／未満で資本費に一定の差異が見られること、入札準備に必要な経費は小規模案件ほど相対的に重い負担であること等を踏まえ、250 kW以上とする意見がとりまとめられました。また、屋根設置の太陽光発電の入札免除については、地域と共生した太陽光発電の更なる導入加速化に向けて、「屋根設置の更なる導入に向けて、設置の形態等に基づき、メリハリをつけて更なる導入促進策を図るべく検討を進める」方向性が示されていることを踏まえ、建物登記等の提出を求め、屋根設置を適切に確認することを前提に、既築の建物への設置案件に限らず、屋根設置の太陽光発電について、入札制の適用を免除することとし、その上で、今後、当該特例に係るフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとする意見がとりまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。 いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
20	<陸上風力> ・ 上限価格の事前公表を来年度以降も継続する点を支持する。 ・ 2023 年度の入札対象を2022 年度から引き続き「50kW 以上」とした点を評価する。 (理由) ・ 入札を通じた価格低減効果が期待できるから。	御意見を踏まえ、引き続き再生可能エネルギーのコスト低減に向けた取組みを進めてまいります。
21	<洋上風力> ・ 着床式の入札制度が2024 年度も継続されることを評価する。 (理由) ・ 直近の再エネ海域利用法上の促進区域に係る公募の入札状況や評価結果を踏まえると、今後も競争効果が見込まれるから。	御意見を踏まえ、引き続き再生可能エネルギーのコスト低減に向けた取組みを進めてまいります。
22	風力発電の追加入札の上限価格について、「第3 回入札の加重平均落札価格又は1 5 円／k W h」とありますが、1 5 円ではなく1 4 円の間違いではないでしょうか。	御指摘のとおり修正いたします。
23	「入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成3 0 年経済産業省告示第5 3 号）の一部改正」について 入札保証金の免除に関し、以下の2点を明確にさせていただきたく存じます。 (1)これまでと同様、地域公共案件のみが免除されることになるのかどうかお示しいただきたい。 (2)上記については、昨年度（2021年度）の調達課価格等算定委員会においても指摘があった点であるが、どのような経過で(1)の結論となったのかお示しいただきたい。また、今後、免除対象拡大ないし再整理のための検討の可能性があるのかご教示願いたい。	2023年度の入札制度についても、2022年度と同様、地域公共案件は、地方公共団体の出資等により適正な事業実施が担保されていることから入札制度における保証金を免除することとしております。 2024年度以降の入札制度については、調達価格等算定委員会の議論を踏まえて、適切に決定してまいります。

4. インボイス制度導入に伴うFIT制度上の対応に関するご意見		
24	電気代・国民の負担を増加させるべきでない	FIT制度では、再エネ特措法上、電気事業者に対して、再エネ電気買取を義務付けており、インボイス制度の開始後、仕入税額控除ができなくなる部分買取に要する追加的な費用となります。こうしたインボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に向けて、課税事業者のインボイス登録に関する周知に取り組んでおります。 その上でなお、法律に基づく再エネ電気買取業務を行う中で、仕入税額控除ができないことにより、やむを得ず生じる、買取に要する追加的な費用については、法律に基づく再エネ電気買取業務の継続が困難とならないよう、資源エネルギー庁審議会における公開の議論を経て、2023年度についてはFIT制度において対応することが取りまとめられました。今般の改正内容は、こうした審議会における取りまとめを尊重したものととなります。 なお、2023年度に必要な金額について、FIT認定事業者に対するアンケート調査の結果に基づく機械的な試算では、0.007円/kWh程度となります（参考：2022年度の賦課金単価3.45円/kWh、2023年度の賦課金単価1.40円/kWh）。 引き続き、課税事業者のインボイス登録に関する周知等を通じて、インボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に取り組むとともに、2024年度以降の負担のあり方については、審議会での議論を通じて丁寧に検討してまいります。
	インボイス制度導入によって、電気代が値上げするのは納得行きませんので断固反対します。	
	インボイス制度にも再エネ賦課金の値上げにも反対します。これ以上国民からお金を巻き上げないでください。	
	30年経済低迷が続き、国民個人の負担が大きくなる中、さらに個人の負担増を強いるインボイスで電気料金値上げに反対します。	
	インボイス制度導入を利用した「再エネ賦課金」値上げを行うことに反対します。再生可能エネルギーの買取をしてもらっていない私のような人にとっては理由なき値上げであり、とても受け入れられる事柄ではない。これ以上家計の支出を増やすようなマネは止めていただきたい。	
	インボイス導入で電気料金が高くなるのは、一般家庭にとって大変な負担です。	
	インボイス制度に乗じてこれ以上、電気代を上げるのはやめてください。電気は生活に欠かせないものです。ライフラインを庶民から奪わないでください。	
	インボイス制度導入のためのしわ寄せに電気代を引き上げることに断固反対します。	
25	電力会社だけ対応がなされることは公平ではない	通常の一般的な取引と異なり、FIT制度では、再エネ特措法によって、電気事業者に対して、再エネ電気買取を義務付けています。そうしたなかで、インボイス制度の開始後、仕入税額控除ができなくなる部分買取に要する追加的な費用となります。こうしたインボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に向けて、課税事業者のインボイス登録に関する周知に取り組んでおります。 その上でなお、法律に基づく再エネ電気買取業務を行う中で、仕入税額控除ができないことにより、やむを得ず生じる、買取に要する追加的な費用については、法律に基づく再エネ電気買取業務の継続が困難とならないよう、資源エネルギー庁審議会における公開の議論を経て、2023年度についてはFIT制度において対応することが取りまとめられました。今般の改正内容は、こうした審議会における取りまとめを尊重したものととなります。 引き続き、課税事業者のインボイス登録に関する周知等を通じて、インボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に取り組むとともに、2024年度以降の負担のあり方については、審議会での議論を通じて丁寧に検討してまいります。
	なぜ電力会社だけが新たに増える消費税の増額分を実質免除できるような仕組みを設け、なぜそれを国民に負担させるのでしょうか。あまりに不公平で歪だと思います。インボイス制度によって、このようなことをしなければ経済、社会が立ち行かなくなるのであればインボイス制度の実施自体を見直す必要があるのではないのでしょうか。	
	電力会社だけ助かる、という案は全く公平ではないと思います。	
	電気の買取義務者（電力会社）だけはインボイスで損しても「調整交付金」で救済するのに最終的には消費者に負担させるとは容認できない。電力会社だけ助かるなんて全然公平じゃない。	
	電力会社の損失についてだけ、電気料金への転嫁という形で損失の補てんがなされるというのは、他の業種との関係で公平を欠くのではないか	
	特定業界のみにインボイス負担軽減させる価格転嫁には断固反対します！	
	なぜ電力会社だけがインボイスで発生する損失を国民に負担する事が許されるのか？特別扱いしなくちゃいけない理由は？国民の事をなんだと思っているのか？こんな事があるなら初めから導入しなければいい話です。インボイス導入反対！	
	電力会社の負担免除の為電気代が高くなる、ということは結局負担を強いられるのは国民であり、電力会社への優遇ではないのでしょうか。インボイス制度によって零細企業や年収の少ないフリーランスの人達と電力会社への優遇の差はなぜですか？社会で大企業以外の仕事は不要ですか？沢山の色々な人の仕事によって社会は動いています。国がどこを向いているのか、もう一度考え直して欲しいです。	

26	電力会社に負担させるべきで、国民に転嫁すべきでない	
	反対します。インボイス導入で生じる電力会社負担を国民負担で補う必要はない。電力会社自身で負担すべき。	FIT制度では、再エネ特措法上、電気事業者に対して、再エネ電気の買取を義務付けており、インボイス制度の開始後、仕入税額控除ができなくなる部分が増加し、買取に要する追加的な費用となります。こうしたインボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に向けて、課税事業者のインボイス登録に関する周知に取り組んでおります。 その上でなお、法律に基づく再エネ電気の買取業務を行う中で、仕入税額控除ができないことにより、やむを得ず生じる、買取に要する追加的な費用については、法律に基づく再エネ電気の買取業務の継続が困難とならないよう、資源エネルギー庁審議会における公開の議論を経て、2023年度についてはFIT制度において対応することが取りまとめられました。今般の改正内容は、こうした審議会における取りまとめを尊重したものとなります。 なお、消費税を申告・納付していない方（免税事業者）にあたっては、インボイス制度の開始後であっても、インボイス制度に関する対応は不要であり、インボイスの登録がなくとも、現行の調達価格等が変更されることはないこととしております。 引き続き、課税事業者のインボイス登録に関する周知等を通じて、インボイス制度の導入に伴う買取に要する費用への影響の抑制に取り組むとともに、2024年度以降の負担のあり方については、審議会での議論を通じて丁寧に検討してまいります。
	この省令案により、電力会社が負担しなければならないインボイス費用を利用者に転嫁するのは100%理不尽で、納得いきません。撤回を希望します。	
	電力会社のインボイス値上げを国民に押し付けることは断固反対です。負担は他の事業者同様電力会社で負担すべきですし、それが不可能なほど負担が大きいのならインボイス制度自体が失敗で、導入すべきでないと考えます。	
	電気料金が高騰している中、特に国民に求められていないインボイス制度を強行し、その際の電気会社の損益を国民に負担させると言うのは、国民の生活に寄り添っていない。	
	インボイス制度導入で電力会社への補填を国民負担とするのは不当である。	
	何で電力会社のために国民の負担を増やさなければならないのか。国がインボイスをやめればいいだけの話。自分達の失政のツケを国民に払わせるな。	
	インボイス制度による電力会社の負担を軽減するために国民の負担を増やすことに反対します。	
27	改正内容について、国民に丁寧に説明・情報提供すべき	
	国民への周知、説明が非常に雑です。内容も到底賛成できるものではありません。反対です。	インボイス制度の導入に伴い、再エネ特措法上、再エネ電気の買取が義務付けられている買取義務者が、仕入税額控除ができないことにより、新たに生じる買取に要する追加的な費用に対する2023年度の対応等に関しては、これまでに公開の資源エネルギー庁審議会で計3回にわたって議論いただきました。引き続き、国民の皆様への丁寧な情報発信に努めてまいります。
	本省令案並びにインボイス制度に反対します。日本経済、ひいては国民の家計に大きく影響するような法案にしては国民への説明が不足していると思われます。	
	再生可能エネルギー部門の強化は必要と思いますが、今でしょうか？世界情勢もあり、光熱費はどんどんあがっています。今だって払えない人がたくさんいます。これ以上あげるのでしょうか。さらに、何故この施策にインボイスが絡んでくるのか、もっと丁寧な説明を要求します。インボイスだけでも理解がなかなか難しい中、疑問しかありません。きちんとした説明がききたいし、我々国民の前で話してからでも遅くないのではないですか？	
	インボイスとの関係性含め、もっと分かりやすく国民全員に説明し、周知徹底の上で改正の可否を訴えかけて頂きたいと存じます。	
	標記の案は、要するに、インボイス制度の導入にともなって、消費者の負担する電気料金が上がるということでしょうか。インボイス制度がそもそもどういう制度であるか、また事業者はもちろん消費者の生活にどのように影響するかという根本的な議論と周知をじゅうぶんにせぬまま、かような案は妥当ではありません。再生可能エネルギーの利用を促進していただくのはよいのですが、まずはインボイス制度に反対する意見をよくお聞きになった上で、十分な議論および国民へのわかりやすい説明をお願いいたします。	
	資料がわかりにくすぎる。わからない資料のままでは賛成はできない。一目でわかるような資料を用意できないのであれば、ごまかしと受け取られても仕方ないのでは。	
	免税事業者だけでなく全国民の負担額が大きくなることをもっと詳しく国民に情報提供しないで決議されて、何も知らない人が知らないまま貧困に落ちていく。説明の義務をちゃんと果たせ。	

28	認定基準に適格請求書発行事業者であることを追加すべきでない	
	「第5条 認定基準」で「適格請求書（インボイス）発行事業者」を必要条件とすることに反対します。不必要に基準を高めるもので、自由な市場競争を阻害するものだと思います。	
	消費税の納税分が価格へ転嫁され、結果的に電気料金の上昇に繋がりがねないため、インボイス発行業者を認定基準に追加することに反対します。	FIT制度では、再エネ特措法上、電気事業者に対して、再エネ電気の買取を義務付けており、インボイス制度の開始後、仕入税額控除ができなくなる部分が増取に要する追加的な費用となります。こうしたインボイス制度の導入に伴う増取に要する費用への影響の抑制に向けて、課税事業者のインボイス登録に関する周知に取り組んでいます。
	インボイス制度に関して、納税義務ありなしにかかわらず発電者に対しての認知や影響範囲の説明が不十分、また税理士等の専門家の意見もまだ賛否両論があり、不安がまだ残っていて市場が混乱している。このような状況にも関わらず法令への組み込みを強行することは断固として反対します。第5条の認定基準からインボイスに関する項目を削除すべきだと思います。	また、資源エネルギー庁審議会における公開の議論を経て、2023年度以降の新規認定については、課税事業者がインボイス発行事業者としての登録を行うことを認定要件とすることが取りまとめられました（消費税を申告・納付していない方（免税事業者）については、これまでと同様にインボイス登録がなくともFIT認定を受けることが可能です）。今般の改正内容は、こうした審議会における取りまとめを尊重したものととなります。
	第5条 認定基準に「消費税法第2条第1項第7号の2における適格請求書発行事業者であることを追加する」ことを反対致します。既に電力各社は原価高騰により前年度より大幅に値上げすることを決定しております。インボイス制度導入による消費税負担を一般消費者への電気料金へ負担させ、更に価格を上昇させることは受け入れられません。	
	個人住宅の屋根に設置した太陽光発電で売電している人たちにまで、課税事業者登録を強要するなどあり得ない。インボイス制度自体、問題だらけな制度なので反対です。	
5. その他		
29	反対です。	
	断固反対です。	本改正内容は、調達価格等算定委員会や資源エネルギー庁審議会における議論をふまえて、2023年度以降の調達価格等、FIP/FIT対象、入札対象等の設定やインボイス制度の導入に伴うFIT制度上の対応等について規定するものです。
	改正に強く反対します。	頂いた御意見も参考にしつつ、引き続き、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、再エネの最大限導入を進めていくため、関係省庁とも連携しつつ取り組みを進めてまいります。
	省令案に反対します。	
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令案等に反対します。	